

管理職員等の範囲を定める規則及び等級別基準職務表に掲げる職務等と同程度の職務を定める規則の一部を改正する規則

(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第1条 管理職員等の範囲を定める規則(平成18年人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表教育委員会事務局(学校その他の教育機関を含む。)の項中

「

特別支援学校	校長、副校長及び教頭	を
--------	------------	---

「

特別支援学校	校長、准校長、副校長及び教頭	に
--------	----------------	---

改める。

(等級別基準職務表に掲げる職務等と同程度の職務を定める規則の一部改正)

第2条 等級別基準職務表に掲げる職務等と同程度の職務を定める規則(平成28年人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表の5の項の表5級の項中「高等学校」の次に「又は特別支援学校」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。